

人が伝える伝統の「わざ」

重要無形文化財

〈その「わざ」を保持する人々〉

重要無形文化財とその「わざ」を保持する人々

無形文化財とは

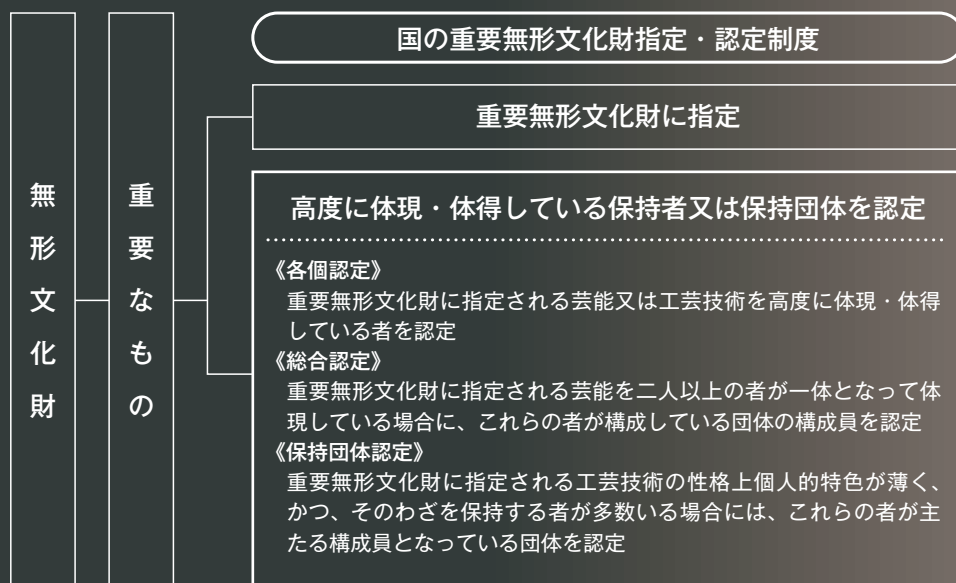
我が国の文化財は、昭和25年に制定された文化財保護法に基づき、保存・活用が図られています。同法律では、建造物や絵画などの有形文化財とともに、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の「わざ」、つまり「無形文化財」についても保存・活用の対象とされています。

無形文化財とは、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(同法律第2条1項)」と定義されています。無形の文化財は、人間のわざそのものであり、具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は個人の集団によって表現されます。

国の重要無形文化財の指定・認定制度

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現・体得している者又は団体を保持者又は保持団体として認定していますが、保持者又は保持団体の認定には、「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3つの方式が採られています。

なお、ここでの「わざを高度に体現・体得している者＝各個認定」が、いわゆる「人間国宝(正式には、「重要無形文化財の保持者」といいます。)」といわれている人たちです。



無形文化財への支援等

重要無形文化財の保存のため、国は、重要無形文化財の保持者に対して特別助成金(年額200万円)を交付しているほか、保持団体や地方公共団体等が行う無形文化財の伝承者養成事業、公開事業等に対しその経費の一部を助成しています。このほか、独立行政法人日本芸術文化振興会においては、能楽、文楽、歌舞伎、演芸等の芸能に関して、それぞれの伝承者養成のための研修事業等を行っています。

重要無形文化財の紹介

各個認定

◆ 芸能 ◆

古典落語の演者である五街道雲助^{ごかいどうくもすけ}氏の写真です。五街道雲助氏は古典落語の優れた体現者です。国は、「古典落語」を重要無形文化財に指定し、その高度な体現者である五街道雲助氏を重要無形文化財「古典落語」の保持者（いわゆる「人間国宝」）として認定しています。



古典落語

重要無形文化財に指定

五街道雲助

重要無形文化財「古典落語」
の保持者に認定

芸能の分野では、能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎をはじめ、音楽や舞踊などの分野において、多くの重要な無形文化財を指定し、保持者を認定しています。



提供：松竹株式会社

●重要無形文化財「歌舞伎 女 方」
^{かぶきおんながた}

●保持者「坂東 玉三郎」
^{ばんどう たまさぶろう}



●重要無形文化財「京舞」
^{きょうまい}

●保持者「井上 八千代」
^{いのうえ やちよ}

◆ 工芸技術 ◆

祝嶺恭子氏が首里の織物の技法を用いて作品を制作している写真です。祝嶺恭子氏は、首里の織物の制作技法の優れた体得者です。

国は「首里の織物」を重要無形文化財に指定し、その高度な体得者である祝嶺恭子氏を重要無形文化財「首里の織物」の保持者（いわゆる「人間国宝」）として認定しています。



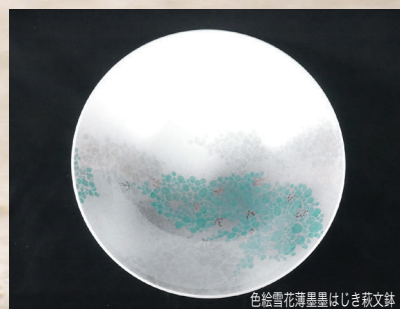
首里の織物

重要無形文化財に指定

祝嶺恭子

重要無形文化財「首里の織物」の保持者に認定

工芸技術の分野では、陶芸、染織、漆芸などの分野において、多くの重要な無形文化財を指定し、保持者を認定しています。



色絵雪花薄墨はじき萩文鉢

●重要無形文化財「色絵磁器」

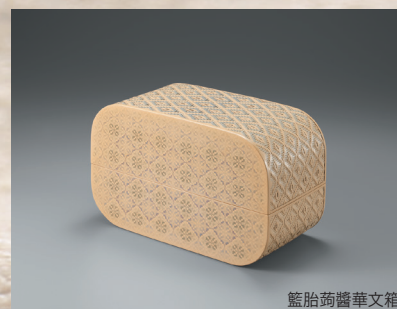
●保持者「十四代 今泉 今右衛門」



木版摺更紗着物「緑寿」

●重要無形文化財「木版摺更紗」

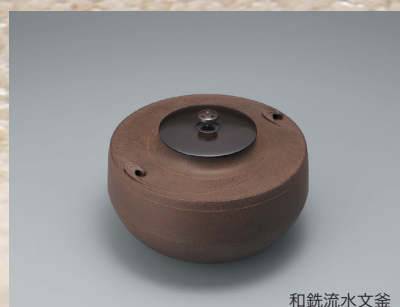
●保持者「鈴木 滋人」



藍胎蒔醬華文箱

●重要無形文化財「蒔醬」

●保持者「大谷 早人」



和銚流水文釜

●重要無形文化財「茶の湯釜」

●保持者「角谷 勇圭」



網代編盛籃「夕波」

●重要無形文化財「竹工芸」

●保持者「藤塚 松星」



左近の櫻

●重要無形文化財「桐塑人形」

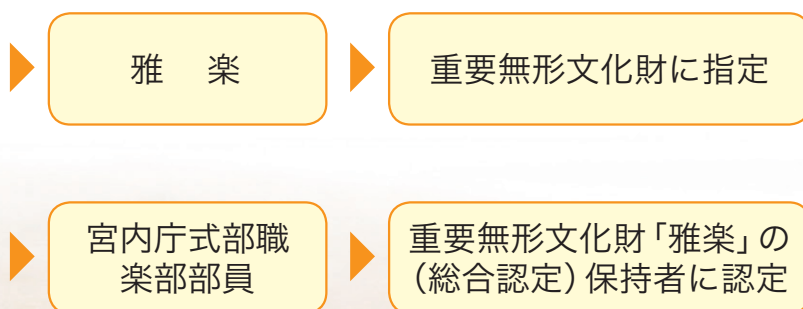
●保持者「林 駒夫」

総合認定

芸能には、例えば、雅楽や能楽、歌舞伎、義太夫節のように演技者や歌い手、楽器演奏者など、二人以上の者が一体となって舞台を構成するようなものがあります。そのような芸能の場合、わざを高度に体現している者が構成している団体の構成員を重要無形文化財の（総合認定）保持者として認定しています。

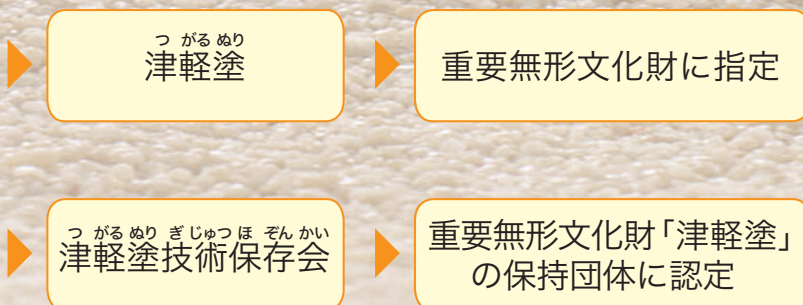
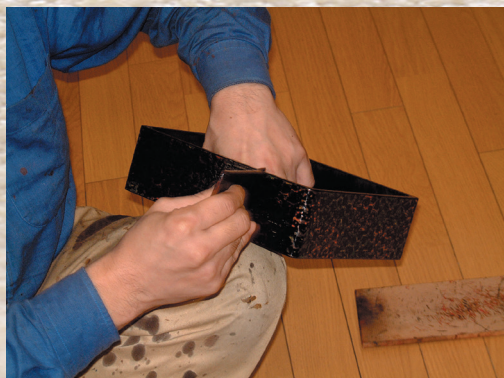


提供：宮内庁式部職楽部



保持団体認定

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、そのわざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を保持団体として認定しています。



重要無形文化財の指定制度について

Q 「人間国宝」ってどんな人のこと？

A 我が国には、伝統的な演劇や音楽、工芸技術などが、永い歴史の中で守り伝えられています。これらのわざは無形の文化財であり、そのうち芸術上又は歴史上特に高い価値を有しているものを重要無形文化財に指定し、これらのわざを高度に体現・体得している者又は団体をそのわざの保持者又は保持団体として認定しています。このうち、個人として認定されている保持者のことを重要無形文化財の保持者といい、一般には「人間国宝」といわれています。

Q 重要無形文化財の数は、いくつあるの？人間国宝は何人いるの？

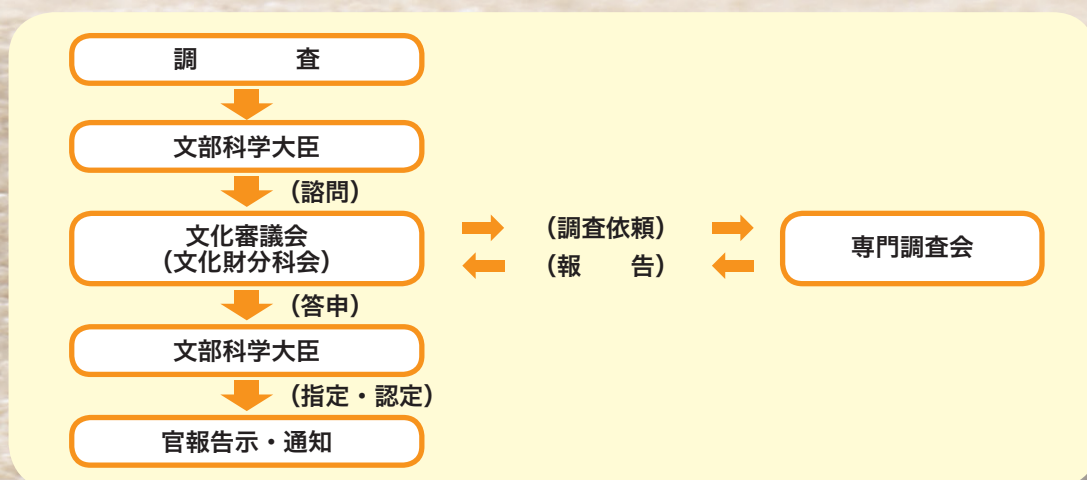
A 重要無形文化財の指定・認定件数は、以下のとおりです。
なお、一般に最もなじみの深い重要無形文化財の保持者（いわゆる「人間国宝」）にこれまで認定された方の延べ人数は395名（実人員392名）です。また、保持者が行う技術の錬磨、伝承者養成等に対し、国は、年額200万円の助成をしていることから、現在、保持者の人数は、予算上116名となっています。

（令和6年2月1日現在）

区 分	保 持 者				保 持 団 体	
	各個認定		総合認定			
	指定件数	保持者数	指定件数	保持者の 団体数	指定件数	団 体 数
芸能の部	36件	54名	15件	15団体	—	—
工芸技術の部	33件	51名	—	—	16件	16団体
計	69件	105名	15件	15団体	16件	16団体

Q 重要無形文化財は、どうやって決めるの？

A 毎年1回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の分野の実態などを踏まえて、有識者27名により構成する文化審議会の「専門調査会」における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っています。
なお、文化財保護法上、保持者や保持団体は、国が全国的な観点から調査して認定することとしており、申請制度ないし推薦制度は採っていません。



Q 登録無形文化財の登録って何？

A 社会の変化に対応して文化財の裾野を広げて幅広く保存・活用を図るため、保存と活用のための措置が特に必要なものを、重要無形文化財の指定制度よりも緩やかな基準で登録し、保護していく制度です。令和3年の文化財保護法の一部改正により、登録無形民俗文化財の登録制度とともに新たに創設されました。

文化財保護の体系

文化財

有形文化財

【建造物】
【美術工芸品】
絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍
古文書・考古資料・歴史資料等

指定

重要文化財

指定

国 宝

※重要なものを重要文化財に、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものを国宝に指定

登録

登録有形文化財

※保存と活用のための措置が特に必要なものを登録

無形文化財

【演劇・音楽・工芸技術等】

指定

重要無形文化財

※重要なものを重要無形文化財に指定

登録

登録無形文化財

*

※保存と活用のための措置が特に必要なものを登録

選択

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財(特に必要のあるものを選択)

民俗文化財

【有形の民俗文化財】
無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
【無形の民俗文化財】
衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術

指定

重要有形民俗文化財

※特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定

重要無形民俗文化財

※特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定

登録

登録有形民俗文化財

※保存と活用のための措置が特に必要なものを登録

登録無形民俗文化財

*

※保存と活用のための措置が特に必要なものを登録

選択

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(特に必要のあるものを選択)

記念物

【遺跡】
貝塚・古墳・都城跡・旧宅等
【名勝地】
庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等
【動物・植物・地質鉱物】

指定

史 跡

指定

特別史跡

※重要なものを史跡に、特に重要なものを特別史跡に指定

名 勝

指定

特別名勝

※重要なものを名勝に、特に重要なものを特別名勝に指定

天然記念物

指定

特別天然記念物

※重要なものを天然記念物に、特に重要なものを特別天然記念物に指定

登録

登録記念物

※保存と活用のための措置が特に必要なものを登録

文化的景観

【地域における人々の生活
又は生業及び地域の風土
により形成された景観地】
棚田・里山・用水路等

都道府県又は
市町村の申出
に基づき選定

重要文化的景観

※特に重要なものを重要文化的景観として指定

伝統的建造物群

【周囲の環境と一体をなして
歴史的風致を形成している
伝統的な建造物群】
宿場町・城下町・農漁村等

市町村が
条例等により決定

伝統的 建造物群 保存地区

市町村の
申出に基づき選定

重要伝統的 建造物群 保存地区

※我が国にとって価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定

文化財の保存技術

【文化財の保存に必要な材料や用具】
の生産・製作・修理・修復の技術等】

選定

選定保存技術

※保存の措置を講ずる必要があるものを
選定保存技術として選定

埋蔵文化財

* 令和3年の文化財保護法の一部改正により新たに創設

(令和6年2月1日現在)

■緑字……総合認定(芸能)

■青字……保持団体認定(工芸技術)

種 別	重要無形文化財の名称	保持者（芸名）
雅 楽 能 楽	雅 楽 能シテ方 能ワキ方 能囃子方小鼓 能囃子方太鼓 狂言 能 楽	宮内庁式部職楽部部員 友枝 昭世 梅若 善政（梅若 桜雪） 大槻 文藏 大坪 近司（大坪 喜美雄） 金剛 永謹 寶生 欣哉（宝生 欣哉） 大倉 源次郎 三島 元太郎 野村 太良（野村 萬） 野村 二郎（野村 万作） 山本 東次郎 茂山 眞吾（茂山 七五三） 一般社団法人日本能楽会会員
文 楽	人形浄瑠璃文楽三味線 人形浄瑠璃文楽人形 人形浄瑠璃文楽	中能島 浩（鶴澤 清治） 平尾 勝義（吉田 簗助） 荻野 恒利（吉田 和生） 宮永 豊実（桐竹 勘十郎） 大西 彰（吉田 玉男） 人形浄瑠璃文楽座座員
歌 舞 伎	歌舞伎立役 歌舞伎女方 歌舞伎脇役 歌舞伎音楽竹本 歌舞伎音楽長唄 歌舞伎	寺嶋 秀幸（尾上 菊五郎） 片岡 孝夫（片岡 仁左衛門） 河村 順之（中村 梅玉） 守田 伸一（坂東 玉三郎） 河野 均（中村 東蔵） 小川 進一（中村 歌六） 柳瀬 信吾（竹本 葵太夫） 川原 壽夫（鳥羽屋 里長） 一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員
組 踊	組踊立方 組踊音楽歌三線 組踊音楽太鼓 組踊	徳村 正吉（宮城 能鳳） 城間 徳太郎 西江 喜春 比嘉 聰 一般社団法人伝統組踊保存会会員
音 楽	琵琶 尺八 箏曲 地歌 長唄唄 長唄三味線 長唄鳴物 義太夫節三味線 義太夫節浄瑠璃 一中節浄瑠璃 河東節三味線 宮園節浄瑠璃 宮園節三味線 清元節浄瑠璃 新内節浄瑠璃 新内節三味線 琉球古典音楽 義太夫節 常磐津節 一中節 河東節 宮園節 荻江節 清元節 長唄	奥村 和美（奥村 旭翠） 野村 正也（野村 峰山） 木原 司都子（山勢 松韻） 米川 操（米川 文子） 八田 清隆（富山 清琴） 宮田 哲男 石川 公一（杵屋 東成） 中川 昇一（今藤 政太郎） 中川 勲（藤舎 名生） 立花 蘭子（鶴澤 津賀寿） 上田 悦子（竹本 駒之助） 梅津 ふじ（宇治 紫文） 八田 美千代（山彦 千子） 佐藤 佐喜子（宮園 千碌） 山田 和代（宮園 千佳寿弥） 佐川 好忠（清元 清寿太夫） 高橋 行道（鶴賀 若狭掾） 角田 富章（新内 伸三郎） 中村 一雄 大湾 清之 義太夫節保存会会員 常磐津節保存会会員 一中節保存会会員 河東節保存会会員 宮園節保存会会員 荻江節保存会会員 清元節保存会会員 伝統長唄保存会会員
舞 踊	京舞 琉球舞踊立方 琉球舞踊 日本舞踊	観世 三千子（井上 八千代） 宮城 幸子 志田 フサ子（志田 房子） 琉球舞踊保存会会員 日本舞踊保存会会員
演 芸	古典落語 談 話	若林 恒夫（五街道 雲助） 渡邊 孝夫（神田 松鯉）

種 別	重要無形文化財の名称	保持者（雅号）・保持団体
陶 芸	色絵磁器 釉裏金彩 白磁 鉄釉陶器 無名異焼 志野 備前焼 小石原焼 柿右衛門（濁手） 色鍋島 小鹿田焼	今泉 今右衛門（十四代 今泉 今右衛門） 吉田 稔（吉田 美統） 井上 萬二 前田 昭博 原 清 伊藤 窯一（五代 伊藤 赤水） 鈴木 藏 伊勢崎 淳（伊勢崎 淳） 福島 善三（福島 善三） 柿右衛門製陶技術保存会 色鍋島今右衛門技術保存会 小鹿田焼技術保存会
染 織	有職織物 紋紗 紬織 精好仙台平 献上博多織 首里の織物 友禅 長板中形 江戸小紋 木版摺更紗 紅型 結城紬 小千谷縮・越後上布 久留米緋 喜如嘉の芭蕉布 久米島紬 宮古上布 伊勢型紙	喜多川 儀二 土屋 順紀 志村 ふくみ 佐々木 苑子 村上 良子 甲田 綏郎 小川 規三郎 祝嶺 恭子 森口 邦彦 二塚 長生 松原 伸生 小宮 康正 鈴木 滋人 玉那覇 有公 本場結城紬技術保持会 越後上布・小千谷縮布技術保存協会 重要無形文化財久留米緋技術保持者会 喜如嘉の芭蕉布保存会 久米島紬保持団体 宮古上布保持団体 伊勢型紙技術保存会
漆 芸	蒔絵 沈金 蒔醬 髹漆 津軽塗 輪島塗	室瀬 和美 中野 孝一 前 史雄 山岸 一男 山下 義人 大谷 早人 大西 勲 小森 邦博（小森 邦衛） 増村 紀一郎 津軽塗技術保存会 輪島塗技術保存会
金 工	茶の湯釜 彫金 鍛金 銅鑼 刀剣研磨	角谷 勇治（角谷 勇圭） 中川 衛 桂 剛（桂 盛仁） 山本 晃 奥山 喜藏（奥山 峰石） 玉川 宣夫 大角 幸枝 魚住 安彦（三代 魚住 為樂） 本阿彌 道弘（本阿彌 光洲）
木 竹 工	木工芸 竹工芸	川北 良造 中川 清司 村山 明 須田 賢司 宮本 貞治 藤沼 昇 藤塚 洋史（藤塚 松星）
人 形	衣裳人形 桐塀人形	今井 信子（秋山 信子） 林 駒夫
手漉和紙	越前奉書 細川紙 越前鳥の子紙 本美濃紙 石州半紙	岩野 市兵衛（九代 岩野 市兵衛） 細川紙技術者協会 越前生漉鳥の子紙保存会 本美濃紙保存会 石州半紙技術者会